

## 9-1-1 短期入所療養介護（介護老人保健施設であるもの）

短期入所療養介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

申請者要件	介護老人保健施設の開設者	
人員基準	区分	職種・資格等
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士又は管理栄養士
	・利用者を入所者とみなした場合における介護老人保健施設の基準以上	
	介護予防短期入所療養介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所療養介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。	
設備基準	・介護老人保健施設基準以上	
	介護予防短期入所療養介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所療養介護の設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・対象者</li> <li>・指定短期入所生活介護の開始及び終了</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要介護認定等の申請に係る援助</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</li> <li>・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</li> <li>・サービスの提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・指定短期入所療養介護の取扱方針（※）</li> <li>・短期入所療養介護計画の作成</li> <li>・診療の方針</li> <li>・機能訓練</li> <li>・看護及び医学的管理の下における介護</li> <li>・食事の提供</li> <li>・その他のサービスの提供</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・業務継続計画の策定等</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・掲示（※）</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</li> <li>・苦情処理</li> <li>・地域等との連携</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第125条（準用）</li> <li>第144条</li> <li>第126条②（準用）</li> <li>第9条（準用）</li> <li>第10条（準用）</li> <li>第11条（準用）</li> <li>第12条（準用）</li> <li>第13条（準用）</li> <li>第15条（準用）</li> <li>第16条（準用）</li> <li>第19条（準用）</li> <li>第145条</li> <li>第21条（準用）</li> <li>第146条</li> <li>第147条</li> <li>第148条</li> <li>第149条</li> <li>第150条</li> <li>第151条</li> <li>第152条</li> <li>第26条（準用）</li> <li>第52条（準用）</li> <li>第153条</li> <li>第101条（準用）</li> <li>第30条の2（準用）</li> <li>第154条</li> <li>第103条（準用）</li> <li>第118条（準用）</li> <li>第32条（準用）</li> <li>第33条（準用）</li> <li>第35条（準用）</li> <li>第36条（準用）</li> <li>第139条（準用）</li> <li>第36条の2（準用）</li> <li>第37条（準用）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止</li> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※）</li> <li>・会計の区分</li> <li>・記録の整備</li> </ul>	<p>第37条の2（準用） 第139条の2（準用）</p> <p>第38条（準用） 第154条の2</p>
--	---	---

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示及び身体拘束等の適正化については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務

## 9-1-2 ユニット型短期入所療養介護（介護老人保健施設であるもの）

短期入所療養介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

申請者要件	介護老人保健施設の開設者		
人員基準	区分	職種・資格等	員数
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士又は管理栄養士	・利用者を入所者とみなした場合における介護老人保健施設の基準以上
	介護予防短期入所療養介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所療養介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。		
設備基準	・介護老人保健施設基準以上		
	介護予防短期入所療養介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所療養介護の設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。		
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・対象者</li> <li>・指定短期入所生活介護の開始及び終了</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要介護認定等の申請に係る援助</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</li> <li>・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</li> <li>・サービスの提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・指定短期入所療養介護の取扱方針（※）</li> <li>・短期入所療養介護計画の作成</li> <li>・診療の方針</li> <li>・機能訓練</li> <li>・看護及び医学的管理の下における介護</li> <li>・食事</li> <li>・その他のサービスの提供</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・業務継続計画の策定等</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・掲示（※）</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</li> <li>・苦情処理</li> <li>・地域等との連携</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第125条（準用）</li> <li>第144条（準用）</li> <li>第126条②（準用）</li> <li>第9条（準用）</li> <li>第10条（準用）</li> <li>第11条（準用）</li> <li>第12条（準用）</li> <li>第13条（準用）</li> <li>第15条（準用）</li> <li>第16条（準用）</li> <li>第19条（準用）</li> <li>第155条の5</li> <li>第21条（準用）</li> <li>第155条の6</li> <li>第147条（準用）</li> <li>第148条（準用）</li> <li>第149条（準用）</li> <li>第155条の7</li> <li>第155条の8</li> <li>第155条の9</li> <li>第26条（準用）</li> <li>第52条（準用）</li> <li>第155条の10</li> <li>第155条の10の2</li> <li>第30条の2（準用）</li> <li>第155条の11</li> <li>第103条（準用）</li> <li>第118条（準用）</li> <li>第32条（準用）</li> <li>第33条（準用）</li> <li>第35条（準用）</li> <li>第36条（準用）</li> <li>第139条（準用）</li> <li>第36条の2（準用）</li> <li>第37条（準用）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止</li> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※）</li> <li>・会計の区分</li> <li>・記録の整備</li> </ul>	<p>第37条の2（準用） 第139条の2（準用）</p> <p>第38条（準用） 第154条の2（準用）</p>
--	---	---

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示及び身体拘束等の適正化については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務

## 9-2 短期入所療養介護（療養病床を有する病院又は診療所であるもの）

短期入所療養介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

申請者要件	療養病床を有する病院又は診療所の開設者	
人員基準	区分	職種・資格等
	従業者	・医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者）、栄養士又は管理栄養士、理学療法士又は作業療法士、
	・医療法に規定する基準以上	
	介護予防短期入所療養介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所療養介護の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。	
設備基準	・医療法に規定する基準以上	
	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	
	介護予防短期入所療養介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防短期入所療養介護の設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなすことができる。	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・対象者</li> <li>・指定短期入所生活介護の開始及び終了</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要介護認定等の申請に係る援助</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</li> <li>・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</li> <li>・サービスの提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・指定短期入所療養介護の取扱方針（※）</li> <li>・短期入所療養介護計画の作成</li> <li>・診療の方針</li> <li>・機能訓練</li> <li>・看護及び医学的管理の下における介護</li> <li>・食事の提供</li> <li>・その他のサービスの提供</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・業務継続計画の策定等</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・掲示（※）</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</li> <li>・苦情処理</li> <li>・地域等との連携</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・虐待の防止</li> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>第125条（準用）</li> <li>第144条</li> <li>第126条②（準用）</li> <li>第9条（準用）</li> <li>第10条（準用）</li> <li>第11条（準用）</li> <li>第12条（準用）</li> <li>第13条（準用）</li> <li>第15条（準用）</li> <li>第16条（準用）</li> <li>第19条（準用）</li> <li>第145条</li> <li>第21条（準用）</li> <li>第146条</li> <li>第147条</li> <li>第148条</li> <li>第149条</li> <li>第150条</li> <li>第151条</li> <li>第152条</li> <li>第26条（準用）</li> <li>第52条（準用）</li> <li>第153条</li> <li>第101条（準用）</li> <li>第30条の2（準用）</li> <li>第154条</li> <li>第103条（準用）</li> <li>第118条（準用）</li> <li>第32条（準用）</li> <li>第33条（準用）</li> <li>第35条（準用）</li> <li>第36条（準用）</li> <li>第139条（準用）</li> <li>第36条の2（準用）</li> <li>第37条（準用）</li> <li>第37条の2（準用）</li> <li>第139条の2（準用）</li> </ul>

	・会計の区分 ・記録の整備	第38条(準用) 第154条の2
--	------------------	---------------------

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示及び身体拘束等の適正化については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務